

議案第5号

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則（令和5年水戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(個人情報保護管理者)」を付し、同条第2項を次のように改める。

2 個人情報保護管理者には、次の表の左欄に掲げる課、出先機関又は教育機関の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

課，出先機関又は教育機関	個人情報保護管理者
水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課	課長
組織規則第2条第2項に規定する出先機関	所長
水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号。以下「学校等設置条例」という。）第1条に規定する小学校	校長
学校等設置条例第2条に規定する中学校	校長
学校等設置条例第3条に規定する義務教育学校	校長
学校等設置条例第4条に規定する幼稚園	園長
水戸市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年水戸市条例第74号）第2条に規定する幼稚園型認定こども園	園長
水戸市立学校給食共同調理場	場長
みと好文カレッジ	所長
水戸市少年自然の家	所長
水戸市立博物館	館長
水戸市大塚農民館	館長
水戸市内原郷土史義勇軍資料館	館長
水戸市立中央図書館	館長
水戸市総合教育研究所	教育研究課長

第3条に見出しとして「(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知等)」を付し、同条第3項中「組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する出先機関」を「前条第2項の表の左欄に掲げる課，出先機関若しくは教育機関」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）																
<p>(個人情報保護管理者) (新設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 個人情報保護管理者には、水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課の長及び同条第2項に規定する出先機関の長をもって充てる。</p>	<p>(削除) (個人情報保護管理者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 個人情報保護管理者には、次の表の左欄に掲げる課，出先機関又は教育機関の区分に応じ，同表の右欄に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="1122 632 1957 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 632 1648 671">課，出先機関又は教育機関</th> <th data-bbox="1655 632 1957 671">個人情報保護管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 676 1648 815">水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課</td> <td data-bbox="1655 676 1957 815">課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 820 1648 887">組織規則第2条第2項に規定する出先機関</td> <td data-bbox="1655 820 1957 887">所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 892 1648 1038">水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号。以下「学校等設置条例」という。）第1条に規定する小学校</td> <td data-bbox="1655 892 1957 1038">校長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1043 1648 1110">学校等設置条例第2条に規定する中学校</td> <td data-bbox="1655 1043 1957 1110">校長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1115 1648 1182">学校等設置条例第3条に規定する義務教育学校</td> <td data-bbox="1655 1115 1957 1182">校長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1187 1648 1254">学校等設置条例第4条に規定する幼稚園</td> <td data-bbox="1655 1187 1957 1254">園長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1259 1648 1367">水戸市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年水戸市条例第74号）第2条に規定する幼稚園型認定こども園</td> <td data-bbox="1655 1259 1957 1367">園長</td> </tr> </tbody> </table>	課，出先機関又は教育機関	個人情報保護管理者	水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課	課長	組織規則第2条第2項に規定する出先機関	所長	水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号。以下「学校等設置条例」という。）第1条に規定する小学校	校長	学校等設置条例第2条に規定する中学校	校長	学校等設置条例第3条に規定する義務教育学校	校長	学校等設置条例第4条に規定する幼稚園	園長	水戸市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年水戸市条例第74号）第2条に規定する幼稚園型認定こども園	園長
課，出先機関又は教育機関	個人情報保護管理者																
水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課	課長																
組織規則第2条第2項に規定する出先機関	所長																
水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号。以下「学校等設置条例」という。）第1条に規定する小学校	校長																
学校等設置条例第2条に規定する中学校	校長																
学校等設置条例第3条に規定する義務教育学校	校長																
学校等設置条例第4条に規定する幼稚園	園長																
水戸市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年水戸市条例第74号）第2条に規定する幼稚園型認定こども園	園長																

(新設)

第3条 (略)

2 (略)

3 個人情報保護管理者は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する出先機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、教育企画課長に対しその旨を通知しなければならない。

水戸市立学校給食共同調理場	場長
みと好文カレッジ	所長
水戸市少年自然の家	所長
水戸市立博物館	館長
水戸市大塚農民館	館長
水戸市内原郷土史義勇軍資料館	館長
水戸市立中央図書館	館長
水戸市総合教育研究所	教育研究課長

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知等)

第3条 (略)

2 (略)

3 個人情報保護管理者は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、前条第2項の表の左欄に掲げる課、出先機関若しくは教育機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、教育企画課長に対しその旨を通知しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

その他（１）

オーガニック給食について

1 オーガニック給食とは

有機農産物やこの加工品を食材として使用した学校給食

【有機農法】

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

【有機農産物】

有機農産物の日本農林規格の基準に従って生産された農作物

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている。
- ・2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない。
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わない。 等

【有機JAS認証】

農林水産省が有機農産物等の表示の適正化を図るために導入した検査認証制度

2 全国のオーガニック給食の取組例

【県内例】

- ・常陸大宮市：県内初のオーガニックビレッジ宣言
学校給食に有機米を使用
- ・つくば市，潮来市，石岡市，笠間市でも有機農産物を食材とした学校給食を提供

【県外例】

- ・愛媛県今治市 献立で使用する農産物を全て有機農産物とした給食の実施
(一部の学校，令和4年1月28日)
- ・千葉県いすみ市 学校給食で100%有機米使用（JAS認証は受けていない。）

3 本市におけるオーガニック給食

【鯉淵小学校】

実施日 令和5年11月24日（金）

献立 ごはん，牛乳，鶏肉のからあげ，ブロッコリーのごまあえ
坂田さん（※）家の有機野菜みそ汁

※有機農産物生産者で鯉淵小学校児童の保護者

使用有機農産物品目（有機JAS認証取得）

キャベツ，ブロッコリー，にんじん，じゃがいも，小松菜，しょうが，にんにく
ねぎ，大根，白菜（当日の献立の生鮮野菜のすべて）

その他

生産者を招き，有機農産物についての理解を深める特別授業を実施
生産者と一緒に給食喫食

4 オーガニック給食を実施する上での課題

- ・通常の食材に比べて高価である
- ・生産者も少なく学校給食で使用する必要量の確保が困難である。
- ・個人又は小規模な事業者が多く，配送を含めた供給体制が整っていない。